

錦江町公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 錦江町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を図るため、錦江町公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において公共施設等とは、「平成26年公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）」に示された、本町が所有する公共施設、公用施設その他の構築物及び工作物をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた見識を有するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。